

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	基盤整備部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 1 月 24 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	基盤整備部 基盤整備政策課 (TEL 3604)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について 道路占用料の過年度未収金は、令和2年度末で100,850円である。令和3年10月末現在では100,475円である。 水路占用料の過年度未収金は、令和2年度末で521,448円である。令和3年10月末現在では455,736円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。</p>	<p>[土木管理課] 未収金の回収につきましては、週単位で納期限を管理し、未納者に対する電話催告と督促を行うと同時に、段階的に色付き封筒による文書催告を実施し、回収に努めております。 引き続き、電話催告や臨戸訪問の強化等により、未収金の発生を一層抑制するよう努めてまいります。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	基盤整備部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 1 月 24 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	基盤整備部 基盤整備政策課 (TEL 3604)

指摘事項	措置状況
2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、水防団員詰所・倉庫等を納入先とする物品について、水防団長が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。また、土木管理課、道路建設課、河川課及び水防対策課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則の遵守を徹底し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	<p>[土木管理課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて課内で研修を実施しました。 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しました。</p>
	<p>[道路建設課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて課内で研修を実施しました。 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しました。</p>
	<p>[河川課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて課内で研修を実施しました。 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しました。</p>
	<p>[水防対策課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて課内で研修を実施しました。 また、水防団員詰所・倉庫等へ納品する業者に対しては、納品前に水防対策課職員へ連絡するよう仕様書へ記載し、連絡があった際、物品取扱員が検収し、検収印を押印する旨伝えることとしました。</p>